

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動	(追加)	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
2	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 建築物内部の清掃	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 建築物内部の清掃

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
				<p>イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)</p> <p>建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</p>
3	P.4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>ビルクリーニング分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(1)アに定める試験及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(2)アに定める試験及び運用方針5</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
				<p>(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務のほか、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務をいう。</p>
4	P.4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務 【主たる業務】</p>	<p>○ ビルクリーニング分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。</p>	<p>【主たる業務】</p> <p>○ ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。</p>
5	P.4	【関連業務】	<p>○ また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません(注)。 (注) 専ら関連業務に従事することは認められません。</p>	<p>【関連業務】</p> <p>○ また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません(注)。 (注) 専ら関連業務に従事することは認められません。</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
6	P.5	第1 特定技能外国人が従事する業務 【確認対象の書類】 ○2つ目	(新設)	○ 2号特定技能外国人に従事させる業務が建設物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務である旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項2)
7	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等
8	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請人が次のいずれにも該当していること。 イ～ロ (略) ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。 ニ (略) ニ～七 (略)
9	P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 ビルクリーニング分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 ビルクリーニング分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
		分野別運用方針(抜粋)	<p>に合格した者又はビルクリーニング分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p> <p>(1) 技能水準(試験区分) 「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」</p> <p>(2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」 イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p>	<p>した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、ビルクリーニング分野の第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人 ア 技能水準(試験区分) 「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」 イ 日本語能力水準 (ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」 (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人 技能水準(試験区分及び実務経験) ア 試験区分 「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級(ビルクリーニング)」 イ 実務経験 建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住居を</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
				<p>除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を要件とする。</p>
10	P.7-8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)</p>		<p>第1 特定技能産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(2)「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」(運用方針3(2)アの試験区分)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)(技能水準)</p> <p>「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」の合格及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することを要件とする(注)。</p> <p>(中略)</p> <p>(注)令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、ビルクリーニング分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	<p>に関しては、建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
11	P.8-9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)</p>	(新設)	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。)で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録)</p> <p>第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>一 建築物における清掃を行う事業</p> <p>二～七 (略)</p> <p>八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業</p> <p>2～5 (略)</p>
12	P.9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水</p>	(新設)	<p>(特定建築物)</p> <p>第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
		準等 【関係規定】 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和四十五年政令第三百四号)		律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(第三号において「第一条学校等」という。)の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 二 店舗又は事務所 三 第一条学校等以外の学校(研修所を含む。) 四 旅館
13	P.9-10	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 ○4つ目	○ なお、ビルクリーニング分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。	○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です。

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
				<p>なお、「現場を管理する者としての実務経験」とは、作業管理、労務管理、安全衛生管理等の業務に従事している経験であり、具体的には厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）において定めます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html</p>
14	P.10	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p><試験合格者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>* ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p><ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号修了者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習2号修了時の技能検定に合格している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ビルクリーニング技能検定（3級）の実技試験の 	<p><特定技能1号の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験合格者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号修了者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習2号修了時の技能検定に合格している場合 <ul style="list-style-type: none"> ビルクリーニング技能検定（3級）の実技試験の

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			<p>合格証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習 2 号修了時の技能検定に合格していない場合 ・技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号） <p>* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>	<p>合格証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習 2 号修了時の技能検定に合格していない場合 技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号） <p>* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p> <p><特定技能 2 号の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験合格者の場合 ・ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験の合格証明書の写し ○ 技能検定 1 級（ビルクリーニング）合格者の場合 ・技能検定 1 級（ビルクリーニング）の合格証明書の写し ・試験実施機関の発行する「特定技能 2 号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写し
15	P.10-11	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【留意事項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習 2 号を良好に修了したとして試験の合格の免除を受けたい場合には、技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習 2 号修了時のビルクリーニング技能検定（3 級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ ビルクリーニング技能検定（3 級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の 	<p><特定技能 1 号></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習 2 号を良好に修了したとして試験の合格の免除を受けたい場合には、技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習 2 号修了時のビルクリーニング技能検定（3 級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ ビルクリーニング技能検定（3 級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			<p>技能実習生を含む。)には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p>	<p>能実習生を含む。)には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p> <p><特定技能2号></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「現場を管理する者としての実務経験」について、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格者は、受検の際に、当該実務経験の有無を試験実施機関が確認します。地方出入国在留管理局に対する在留資格諸申請の際に、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写しを提出することにより、当該実務経験を有する者と認められます。 ○ 技能検定1級(ビルクリーニング)の合格者については、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格者との均衡を図る観点から、当該実務経験の有無について、試験実施機関が確認します。地方出入国在留管理局に対する在留資格諸申請の際に、試験実施機関が発行する「特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写しを提出することにより、当該実務経験を有するものと認められます。
16	P.12	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第2条</p>	<p>ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p>	<p>ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			<p>一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「1号特定技能外国人」という。）を受け入れることとしていること。</p> <p>二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。ただし、1号特定技能外国人を受け入れていない機関にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>三 協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p>	<p>一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人又は同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。</p> <p>二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。ただし、1号特定技能外国人を受け入れていない機関にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。</p> <p>四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p>
17	P.13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準	(新設)	○ 特定技能外国人を、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
		○2つ目		けた営業所で受け入れることが要件の一つとなっています。登録は特定技能所属機関の法人単位ではなく、営業所単位でなされます。登録は都道府県知事が行いますので、登録の手続きについては、営業所の所在地を管轄する都道府県生活衛生担当部署にお問い合わせください。
18	P.13	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 ○5つ目から8つ目	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p> <p>○ なお、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会についての問合せ先は次のとおりです。</p>	<p>○ 構成員は、協議会に対して必要な協力を行うことや、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行うことなどが求められます。なお、これらはオンラインによる調査などデジタルツールを使うことも含まれます。</p> <p>○ また、協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るため、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じることが必要です。</p> <p>○ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し必要な協力を行わない場合、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p> <p>○ なお、協議会に関する詳細は、以下の厚生労働省のホームページ※をご覧ください。 ※ ビルクリーニング分野における新たな外国人材</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL: 03-5253-1111 (内線: 2432)	の受入れ(在留資格「特定技能」について) URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html
19	P.13-14	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 【確認対象の書類】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会の構成員であることに関するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項4) ・ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書 ○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けている営業所において、特定技能外国人を受け入れる旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項3) ○ 1号特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書(「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)様式 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会の構成員であることに関するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項5) ・ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書 ○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けている営業所において、特定技能外国人を受け入れる旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項4) ○ 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書(注)(「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)様式第6号))

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			<p>第6号))</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会に対し、必要な協力を行う旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項5) ○ ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行う旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項6) 	<p>(注) 当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」を提出している場合は提出不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項6) ○ 協議会に対し、必要な協力を行う旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項7) ○ ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行う旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項8)
20	P.14	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【留意事項】</p> <p>○3つ目</p>	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能外国人を受け入れる(雇用条件書記載の)事業所(営業所)は、「建築物製造業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている営業所と一致する必要があります。
21	P.14-15	○4つ目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1号特定技能外国人の受入れ後に当該1号特定技能外国人を受け入れる営業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能外国人の受入れ後に当該特定技能外国人を受け入れる営業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			<p>の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。</p> <p>・1号特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号）</p>	<p>定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。変更後の特定技能外国人を受け入れる営業所についても、「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている営業所であることが必要です。</p> <p>・特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号）</p>
22	P.16	<p>第4 上陸許可に係る基準 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)</p>	(新設)	<p>申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。</p>
23	P.16	第4 上陸許可に係る基準	ビルクリーニング分野における出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平	ビルクリーニング分野における出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
		【関係規定】 告示第1条	成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人(同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。)に係る特定技能雇用契約(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。)において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。	2年法務省令第16号)の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び同令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人(同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。)に係る特定技能雇用契約(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。)において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。
24	P.17	第4 上陸許可に係る基準 ○1つ目から3つ目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。 ○ 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準としてビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。 ○ 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。 ○ 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正																																																
			<p>者を受け入れた場合には、 入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、 以後5年間は、 特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>	<p>け入れた場合には、 入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、 以後5年間は、 特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>																																																
25	P.17	<p>第4 上陸許可に係る基準 【確認対象の書類】</p>	<p>○ 特定技能雇用契約において、1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としないことを定める旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項2）</p>	<p>○ 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としないことを定める旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項3）</p>																																																
26	別表	別表 (ビルクリーニング)	<p style="text-align: right;">別表(ビルクリーニング)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">共通(特定技能1号・2号)</th> <th colspan="4">特定技能1号</th> <th rowspan="2">特定技能2号</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">特定技能外国人が従事する業務区分</th> <th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th> <th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th> <th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th> </tr> <tr> <th>日本語能力水準及び評価方法等</th> <th>職種</th> <th>作業</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【特定技能1号】 建築物内部の清掃</td> <td>ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験</td> <td>国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)</td> <td>ビルクリーニング</td> <td>ビルクリーニング</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>【注】修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。</small></p>	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業		【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング	/	<p style="text-align: right;">別表(ビルクリーニング)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">共通(特定技能1号・2号)</th> <th colspan="4">特定技能1号</th> <th rowspan="2">特定技能2号</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">特定技能外国人が従事する業務区分</th> <th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th> <th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th> <th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th> </tr> <tr> <th>日本語能力水準及び評価方法等</th> <th>職種</th> <th>作業</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【特定技能1号】 建築物内部の清掃</td> <td>ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験</td> <td>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</td> <td>ビルクリーニング</td> <td>ビルクリーニング</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、実行準備その他のマネジメント業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験 技能実習1号 (ビルクリーニング)</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>【注】修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。</small></p> <p><small>【注】特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、業務経験等が（建築物に対する衛生の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃実務）に相当するに規定する建築物現場衛生総合管理業務の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての2年以上の実務経験が認められます。</small></p>	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業		【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング	/	【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、実行準備その他のマネジメント業務					ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験 技能実習1号 (ビルクリーニング)
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号																																															
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			技能水準及び評価方法等																																														
日本語能力水準及び評価方法等			職種	作業																																																
【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング	/																																															
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号																																															
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			技能水準及び評価方法等																																														
日本語能力水準及び評価方法等			職種	作業																																																
【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング	/																																															
【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、実行準備その他のマネジメント業務					ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験 技能実習1号 (ビルクリーニング)																																															

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
27	分野参考 様式第2-1号		<p>分野参考様式第2-1号</p> <p>ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>ビルクリーニング分野において上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れること。 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。 </div> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>	<p>分野参考様式第2-1号</p> <p>ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>ビルクリーニング分野において上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建設物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務であること。 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れること。 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。 </div> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>